

II 災害に備えた体制の整備



1 埼玉県の防災体制



県は、大規模な自然災害や火災・事故等が発生した場合、被災地となる市町村の災害対応を支援し、自衛隊、警察、消防機関やライフライン関係機関等防災関係機関の活動を総合調整し、迅速かつ円滑な災害対応をする必要があります。そのため、埼玉県では災害時の初動体制を適切に確保するため職員の当直や災害時待機、非常参集等について必要な体制を平常時から定めています。

■ 災害に備えた体制

(1) 防災関係幹部職員用公舎

知事を補助する県幹部職員として、危機管理防災部長、危機管理防災部副部長、危機管理課長、危機対策幹、消防課長、災害対策課長、化学保安課長が県庁舎近隣の公舎に入居（または、県庁から半径4キロ以内に居住）するなどして非常時に迅速に登庁可能な体制を確保しています。

(2) 災害対应当直

休日夜間に災害が発生する場合に備え、危機管理防災部職員1名が交替で宿日直勤務を行い、大規模災害発生後直ちに災害情報収集等の業務に当たります。

■ 災害対策活動

(1) 情報収集体制及び警戒体制

災害即応室又は災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制

(2) 非常体制

災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制

配備区分	配備基準	活動内容	備考
情報収集体制	〈地震〉 原則として震度5弱の揺れが発生した場合 〈風水害等〉 災害が発生又は発生が予想される場合(台風直撃等)	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	あらかじめ指定された職員が参集する
警戒体制	〈地震〉 原則として震度5強の揺れが発生した場合 〈風水害等〉 ア 規模の大きい災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合(大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法が適用される場合等) イ 規模の大きい災害の発生が予想される場合(大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法の適用が予想される場合等)	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	あらかじめ指定された職員が参集する
非常体制	〈地震〉 原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 〈風水害等〉 ア 激甚な災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合(多数の市町村に災害救助法が適用される場合) イ 激甚な災害の発生が予想される場合(多数の市町村に災害救助法の適用が予想される場合) ウ 県内に気象等に関する特別警報が発表された場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	全職員が参集する

※南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたときは、その内容により、必要に応じた配備区分を決定することとする。

(参考)

災害対策本部・・・防災活動を強力に推進するため、災害対応業務の内容に応じて全庁的に組織された非常時の組織の事です。

災害即応室・・・災害対策本部の設置に至らない事態において、災害予防及び災害応急対策業務の実施に当たる臨時の組織の事です。



災害対策活動の拠点となる危機管理防災センター
(平成23年3月運用開始)

■ 災害時の県の業務

救助や救急、避難所の開設・運営など災害時の一次的な対応は市町村の責務です。

県は、市町村の災害対策をバックアップするとともに、広域応援を総合調整する役割を担っています。

知事が行う主な災害応急対策（災害対策基本法に規定されたもの）としては以下のものがあります。

- ・ 災害救助法に基づく救助、自衛隊法83条に基づく災害派遣要請（法第70条）
- ・ 災害時の応急措置のための従事命令（法第71条）
- ・ 災害応急対策、応援の市町村長に対する指示（法第72条）
- ・ 市町村が行う応急措置の代行（法第73条）
- ・ 緊急通行車両の確認（法第76条・施行令第33条）
- ・ 広域一時滞在の協議・調整（法第86条の8）など

■ 埼玉県広域受援計画

県では、首都直下地震をはじめとする大規模災害時に、外部からの応援を円滑に受け入れ、市町村と連携して迅速に被災地支援を実施できるよう埼玉県広域受援計画を策定しています。

<主な内容>

- ・ 受援体制の整備
- ・ 救助・救急、消火活動に係る応援の受け入れ
- ・ 保健医療救護活動に係る応援の受け入れ
- ・ 災害応急対策を実施する人的応援の受け入れ
- ・ 物資支援の受け入れ
- ・ ボランティアとの連携

2

帰宅困難者対策



県内主要7駅に帰宅困難者対策協議会を設置し、県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等の関係機関での役割分担の明確化や、緊急連絡体制の構築を進めています。

■ 駅周辺帰宅困難者対策協議会の運営

1 設置箇所

平成24年度以降に、県内主要7駅に設置
(大宮、浦和、川口、川越、新越谷・南越谷駅、熊谷、所沢)

2 目的、活動内容

- ・ 県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等の関係機関で、自助、共助、公助の役割分担の明確化。
- ・ 緊急連絡体制、帰宅困難者への情報提供体制の検討、駅利用者への普及啓発、駅周辺における一時滞在施設の確保、誘導體制及び帰宅困難者対策訓練の実施など。



協議会の様子
(新越谷駅・南越谷駅周辺帰宅困難者対策協議会)

■ 各協議会の取組状況

協議会名	取組状況(令和5年度)
大宮駅周辺帰宅困難者対策協議会	帰宅困難者対策訓練の実施 年に2回会議を開催
浦和駅周辺帰宅困難者対策協議会	帰宅困難者対策訓練の実施 年に2回会議を開催
川口駅周辺帰宅困難者対策協議会	帰宅困難者対策訓練の実施 年に2回会議を開催
川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会	帰宅困難者対策訓練の実施 年に3回会議を開催
新越谷・南越谷駅周辺帰宅困難者対策協議会	帰宅困難者対策訓練の実施 年に3回会議を開催
熊谷市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会	帰宅困難者対策訓練の実施 年に1回会議を開催
所沢駅周辺帰宅困難者対策協議会	年に2回会議を開催

3

災害時の情報収集と伝達体制の整備



大規模地震が発生した場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するためには、被害状況の正確な把握が必要です。

また、災害発生時に、被害を最小限に食い止め、有効な応急対策を行うためには、災害情報の収集・伝達を迅速、的確に実施する必要があります。

県では、震度情報ネットワークや災害オペレーション支援システムなどを整備し、情報収集や連絡体制の充実・強化を図っています。

■ 震度情報ネットワークシステム

各市町村に設置した計測震度計から得られる震度情報は、県庁に集約されます。

県では、集約された震度情報を応急対策活動に活用するほか、消防庁や熊谷地方気象台等の関係機関にも伝達します。

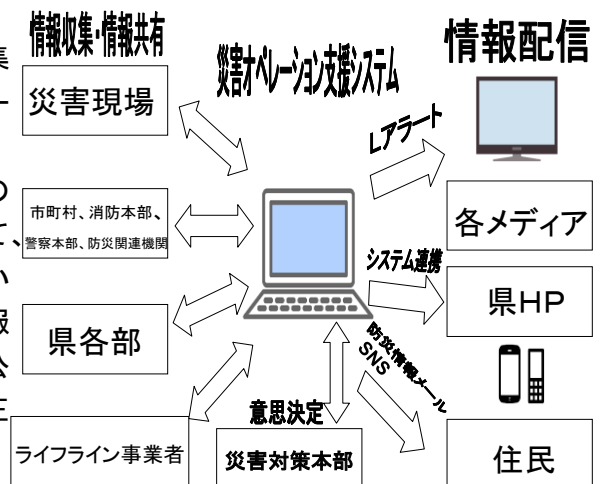
消防庁では各都道府県から送られてくる震度情報により、迅速な広域応援態勢を確立するとしています。また、県の震度情報は、気象庁を通じて、地震発生後ただちに発表されます。

■ 災害オペレーション支援システム

災害発生時には、防災関係職員は、直面する問題解決に忙殺され、手に入れた情報を関係各機関すべてに迅速に伝達することは、きわめて困難です。一方、初動期の被害状況等は刻々と変化するため、災害対策に当たる各機関は、常に最新の情報を入手する必要があります。

このため、被害情報等の各種防災情報を収集し、共有、可視化をするための「災害オペレーション支援システム」を整備しています。

このシステムは県、市町村、消防本部などの防災関係機関がインターネット回線を使用して、業務端末やタブレットから利用可能となっています。また、Lアラートとの接続や、防災情報メールとの連携を行い、安心・安全に関わる公的情報など住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝達されます。

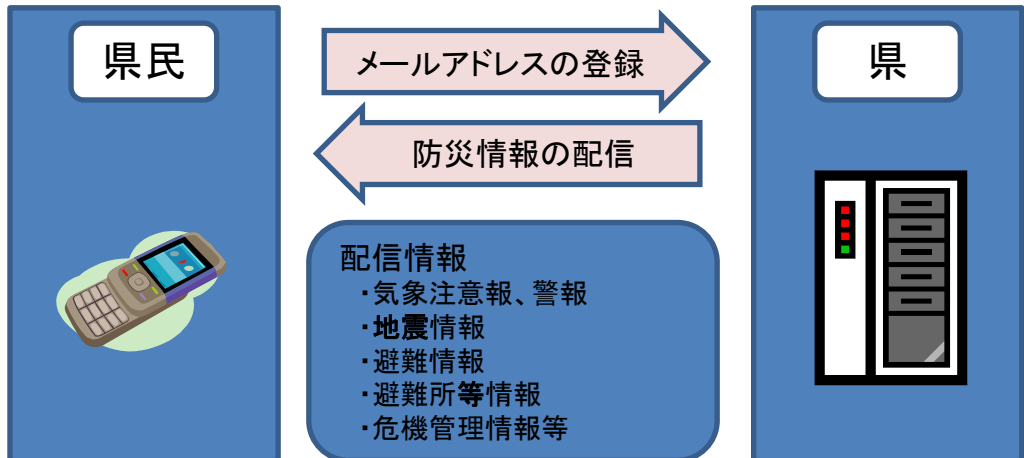


■ 埼玉県防災情報メール

過去に発生した集中豪雨災害において市町村長が発令した避難指示等の避難情報が住民に十分伝わらないということが課題となりました。

そこで、普及が進んでいる携帯電話のメール機能を活用して、県民に迅速かつ確実にお知らせするため、「埼玉県防災情報メール」の配信を実施しています。

メールアドレスに登録していただいた方に防災情報を配信します。



配信情報

- (1) 気象注意報、警報：気象庁による埼玉県内の注意報または警報の発表時
- (2) 地震情報：埼玉県内で震度3以上の地震発生時
- (3) 避難情報：登録エリアの避難指示等の情報
- (4) 避難所等情報：登録エリアの避難所開設等の情報
- (5) 危機管理情報：登録エリアでの武力攻撃及びテロに関する情報
- (6) 埼玉県からのお知らせ：防災情報やシステム等に関するお知らせ

登録方法

- (1) 空メールをsaitamaken@jijo.bosai.infoへ送信します。
- (2) 「埼玉県防災情報メール」から返信メールが届きます。
 - ▼登録フォームにアクセス 返信メール本文中のアドレスにアクセスします。
 - ▼登録フォームに必要事項を記入 登録フォームに必要事項を記入します。
 - ▼登録 登録ボタンを押します。
- (3) 登録完了です。

4

防災ヘリコプター



災害時の情報収集、救援物資の緊急輸送、人命救助などの活動を迅速に行うためには、ヘリコプターを活用することが効果的です。県においては、防災航空センターに防災ヘリコプターを配備し、365日24時間体制で災害に備えています。

機体運航開始年月日

- 平成13年4月1日 ユーロコプター社製 AS365N3 「あらかわ2」
(令和5年6月30日運航終了)
- 平成24年6月1日 アグスタウエストランド社製 AW139 「あらかわ3」
- 平成24年6月1日 アグスタウエストランド社製 AW139 「あらかわ4」



右:あらかわ2

左下:あらかわ3

左上:あらかわ4

運航形態

防災ヘリコプターは、県、市町村（含一部事務組合）、民間航空会社の三者が、以下の役割分担のもと一体となって運航しています。

- ・ 埼玉県…機体の購入、運航の維持管理
- ・ 市町村…航空隊員の派遣
- ・ 民間…ヘリコプターの操縦・整備・格納

防災航空隊

県内の消防本部（局）から派遣された隊員（18名）、運航及び整備を担当する民間航空会社からの操縦士（10名）及び整備士（12名）で編成しています。

平常時の活動

災害発生時に防災ヘリコプターによる被害状況の把握や人命救助などの初動対応を迅速・的確に行うため、市町村等が実施する各種防災訓練に参加し、災害発生時の初動体制の充実・強化を図っています。

■ 災害出場状況(過去10年間)

	火災	救助	救急	災害応急 対策	県外		合計
					広域航空 消防応援	その他	
平成26年度	18	44	33	4	10	13	122
平成27年度	14	27	9	3	1	43	97
平成28年度	9	29	17	1	5	8	69
平成29年度	14	36	24	5	11	27	117
平成30年度	7	24	14	2	5	44	96
令和元年度	0	25	19	4	1	30	79
令和2年度	7	36	13	2	2	42	102
令和3年度	5	33	19	1	2	15	75
令和4年度	2	31	21	2	1	31	88
令和5年度	3	18	14	1	1	28	65



◆火災出場
上空から散水し、被害の拡大を阻止します。



◆救助出場
地上からは近づけないような場所であっても、その上空に進入し、隊員を降下させて救出します。



◆救急出場
救出した傷病者をいち早く救急隊や医療機関に引き継ぎます。



5

防災活動拠点の整備



災害発生時に、迅速・適切な応急対策を行うため、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点が必要です。

県では、防災基地をはじめ、災害対応の機能を有する主要な施設を防災活動拠点として位置づけ整備しています。

■ 防災活動拠点の機能

防災活動拠点	救急物資		活動要員 集結機能	被災者等 避難機能	備考
	備蓄機能	集配機能			
防災基地	○	○	○		総合的な防災活動機能 県内5基地(越谷、新座、秩父、中央、熊谷)
県営公園	○ 生活用水等	○	○	○	開設22公園
防災拠点校	○			○	備蓄倉庫、耐震性貯水槽等整備 県立高校38校
舟運輸送拠点		○			舟運を利用した輸送機能 河川マリーナ、水上バス発着場等
大規模施設	○	○	○	○	埼玉スタジアム2002公園 (避難所ではありません。) さいたまスーパーアリーナ

「備蓄機能」災害時用に食料や医薬品などの救援物資を相当量備蓄することができる。

「集配機能」災害時用の救援物資を搬入、搬出、保管することができる。

「活動要員集結機能」災害時の応急活動を行う人員やボランティア等が集結し、出動することができる。

「被災者等避難機能」避難場所又は避難所として活用することができ、被災者の受け入れ、一時滞在ができる。

■ 防災活動拠点一覧

防災基地

番号	施設名	住所
1	越谷防災基地	越谷市大字北後谷4
2	新座防災基地	新座市新塚5077-5
3	秩父防災基地	秩父郡小鹿野町大字長留2936-1
4	中央防災基地	比企郡川島町上搭111-1
5	熊谷防災基地	熊谷市大字上川上300

県営公園

番号	施設名	住所
1	大宮公園	さいたま市大宮区高鼻町地内外
2	戸田公園	戸田市戸田公園地内
3	上尾運動公園	上尾市愛宕地内外
4	北浦和公園	さいたま市浦和区常盤九丁目地内
5	さきたま古墳公園	行田市大字埼玉地内外
6	久喜喜蒲公園	久喜市河原井町地内外
7	所沢航空記念公園	所沢市並木一丁目地内
8	しらこぼと公園	越谷市砂原地内外
9	こども動物自然公園	東松山市大字田木地内外
10	秩父ミュージックパーク	秩父市別所地内外
11	羽生水郷公園	羽生市三田ヶ谷地内外
12	みさと公園	三郷市高州三丁目地内
13	川越公園	川越市大字池辺地内外
14	和光樹林公園	和光市広沢地内
15	熊谷スポーツ文化公園	熊谷市上川上地内外
16	加須はなさき公園	加須市船越地内外
17	北本自然観察公園	北本市石戸宿三丁目地内外
18	彩の森入間公園	入間市向陽台二丁目地内
19	狭山稲荷山公園	狭山市稲荷山一丁目地内
20	まつぶし緑の丘公園	松伏町大字大川戸地内
21	権現堂公園	幸手市大字外国府間地内
22	春日部夢の森公園	春日部市下大増新田地内

舟運輸送拠点

番号	施設名	住所
1	芝川マリナー	川口市弥平3-12-8
2	大場川マリナー	八潮市古新田出津9-1
3	川口緊急用船着場	川口市舟戸町地先
4	朝霞緊急用船着場	朝霞市上内間木地先
5	あきがせ緊急用船着場	志木市宗岡地先
6	戸田緊急用船着場	戸田市大字堤外地先
7	三郷緊急用船着場	三郷市三郷地先

大規模施設

番号	施設名	住所
1	埼玉スタジアム2002	公園さいたま市緑区美園2-1
2	さいたまスーパーアリーナ	さいたま市中央区新都心8

防災拠点校

番号	施設名	住所
1	川口高等学校	川口市新宿963
2	川口工業高等学校	川口市南前川1-10-1
3	所沢商業高等学校	所沢市林2-88
4	川越工業高等学校	川越市西小仙波町2-28-1
5	越谷北高等学校	越谷市大泊500-1
6	和光高等学校	和光市新倉3-22-1
7	南稜高等学校	戸田市美女木4-23-4
8	豊岡高等学校	入間市豊岡1-15-1
9	久喜工業高等学校	久喜市野久喜474
10	旧玉川工業高等学校	ときがわ町玉川903
11	鴻巣女子高等学校	鴻巣市天神1-1-72
12	羽生実業高等学校	羽生市羽生323
13	幸手桜高等学校	幸手市北1-17-59
14	熊谷西高等学校	熊谷市三ヶ尻2066
15	浦和北高等学校	さいたま市桜区五関595
16	浦和西高等学校	さいたま市浦和区木崎3-1-1
17	大宮高等学校	さいたま市大宮区天沼町2-323
18	本庄高等学校	本庄市柏1-4-1
19	草加高等学校	草加市青柳5-3-1
20	飯能高等学校	飯能市本町17-13
21	松山女子高等学校	東松山市和泉町2-22
22	川越高等学校	川越市郭町2-6
23	進修館高等学校	行田市長野1320
24	杉戸高等学校	杉戸町清地1-1-36
25	いずみ高等学校	さいたま市中央区円阿弥7-4-1
26	春日部高等学校	春日部市粕壁5539
27	上尾高等学校	上尾市浅間台1-6-1
28	越ヶ谷高等学校	越谷市越ヶ谷2788-1
29	浦和第一女子高等学校	さいたま市浦和区岸町3-8-45
30	深谷商業高等学校	深谷市原郷80
31	蕨高等学校	蕨市北町5-3-8
32	春日部女子高等学校	春日部市粕壁東6-1-1
33	朝霞高等学校	朝霞市幸町3-13-65
34	蓮田松韻高等学校	蓮田市黒浜4088
35	坂戸高等学校	坂戸市上吉田586
36	新座柳瀬高等学校	新座市大和田4-12-1
37	岩槻商業高等学校	さいたま市岩槻区太田1-4-1
38	狭山経済高等学校	狭山市稲荷山2-6-1

6

物資の備蓄



災害のための備蓄は、本来、市町村ごとに行われています。県では、市町村の備蓄を補完する立場から、震災時に県民の基本的な生活を確保するため、食料や生活必需品等を計画的に備蓄しています。

県で備蓄している物資は、5か所の防災基地をはじめ、埼玉スタジアム2002や、さいたまスーパーアリーナ、防災拠点校に指定されている38校の県立高校に分散して備蓄しています。

■ 食料、生活必需品及び防災用資機材

(1) 食料

乾パンやアルファ米、缶入りパンなど食料約140万食分を備蓄しています。



乾パン等の食料

(2) 生活必需品

毛布や下着、使い捨てトイレなどを備蓄しています。

(3) 防災用資機材

発電機やエアータント、ブルーシートなどを備蓄しています。

■ 医薬品

約4万人分の軽治療医薬品のほか、医師が使用する緊急医薬品等医療セット（43セット）を備蓄しています。また、災害時に約3万人分の医薬品を供給してもらう契約を民間業者と締結しています。

■ 水

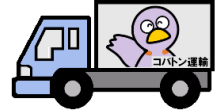
約8万リットル（500ミリリットル入りペットボトル）の水を備蓄しています。



防災倉庫（中央防災基地）



倉庫内の備蓄物資

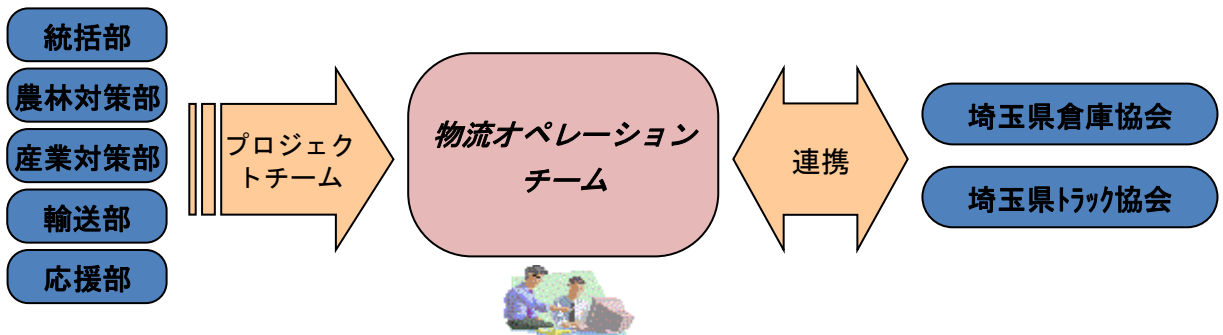


平成16年10月に発生した新潟県中越地震では、短時間に大量に輸送された救援物資が、市役所等に滞留し、避難所に届かない事例が発生しました。

そこで、埼玉県においては、民間物流事業者等をメンバーとした救援物資管理システム検討委員会で検討を行い、次の特徴を持つ救援物資管理を整備しました。

■ 物流オペレーションチームの編成

災害時、統括部内に農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部、物流事業者団体が構成する物流オペレーションチームを編成し、一元的に救援物資の要請受付、調達、配分、開設物資拠点の決定、輸送等に対応し、迅速かつ的確に被災者へ物資を届けます。



■ 民間物流事業者(団体)の参画

一般社団法人埼玉県トラック協会との「災害時における物資の輸送に関する協定」、埼玉県倉庫協会との「災害時の物資の保管等に関する協定」により、物資拠点の運営又は物資の保管、輸送等に、民間物流事業者(団体)の持つノウハウ、マンパワー、車両、資機材及び倉庫等を活用する。

また、物流オペレーションチームで物流の調整や助言を行う災害対策本部物流専門家と、物資拠点で運営の調整や助言を行う物資拠点物流専門家の派遣を受ける。

【想定される資機材】

- ・フォークリフト、ハンドリフト
- ・コンパネ、パレット、カーゴ
- ・ストレッチフィルムなど

【指定民間倉庫の基準】

- ・一定規模の大きさの倉庫
- ・リスク分散の観点から複数確保
- ・緊急輸送道路や高速道路 I C 付近など

■ 逐次の情報発信体制の整備

ホームページやマスコミへの逐次の情報発信等を通じて、物資の需給の円滑化を図る。

物流オペレーション概要

- ① 市町村等から物資要請を受け付ける。
- ② 物オベチームから防災活動拠点へ備蓄物資の出庫を指示する。
- ③ 防災活動拠点から市町村広域物資拠点(例外は避難所等。以下同じ)へ備蓄物資を出庫する。
緊急医薬品等医療セット及び軽治療用医薬品は、医療救急部からの要請により、防災活動拠点等から救護所等へ輸送する。
- ④ ③の備蓄物資で不足する場合は、物オベチームから協定又は委託契約締結の民間事業者(団体)等→国→知事会、9都県市等の順番で物資要請する。
- ⑤ 物オベチームから防災活動拠点又は民間倉庫の中から県広域物資拠点を決定し、調達物資の入出庫を指示する。
- ⑥ 国、民間事業者(団体)等からの調達物資を、県広域物資拠点へ入庫する。
- ⑦ ⑥で県広域物資拠点を經由することが、過度に非効率になる場合や消費期限の短い食料等の場合は市町村広域物資拠点等へ直送する。
- ⑧ 県広域物資拠点へ入庫した調達物資を、市町村広域物資拠点等へ出庫する。

